

議案第5号

日野町議会委員会条例の一部改正について

日野町議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山 享弘

日野町議会委員会条例の部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され教育委員長の職務は教育長に一本化されるので、本条例から教育委員会委員長の文言を教育長に改正する。

2 改正内容

・教育委員会委員長を教育長に改める。(第18条)

3 附則規定

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

旧制度の教育委員会委員長の任期中については、従前の例によるものとする。

日野町議会委員会条例の一部を改正する条例

日野町議会委員会条例(昭和62年日野町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするとき、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするとき、議長を経てなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する教育委員会委員長の任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。